

○東大阪都市清掃施設組合議会公印規則

昭和54年3月25日

東大阪都市清掃施設組合議会規則第1号

(趣旨)

第1条 東大阪都市清掃施設組合議会の公印は、この規則の定めるところによる。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな形、寸法、員数及び公印管守室は、別表のとおりとする。

(準用)

第3条 この規則に定めるもののほか、公印の取扱いについては、東大阪都市清掃施設組合公印規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日議会規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

名称	ひな型	書体	寸法	員数	管守室
議会印	1	てん書	方29mm	1	総務室
議長印	2	てん書	方23mm	1	総務室
副議長印	3	てん書	方23mm	1	総務室

1



2



3

